

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 6月18日
照会部署名 仙台北年金事務所適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) 適用調査課 佐藤康雅
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 加藤

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—8	本部受付番号 No. 2010—693
-----------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

算定基礎届における現物給与（住宅に支払われる報酬等）について

(内容)

<照会に係る諸規程等の名称、条文番号等>

平成21年3月31日厚生労働省告示第231号

会社で借りあげている住宅を社員に貸与する場合、契約金額が明らかである場合、その契約金額を計上すべきか、契約金額にかかわらず1戸あたりの都道府県ごとの標準価格で計上するか

<対応案>

- ① 貸賃契約に基づく実契約金額を計上する。
- ② 都道府県ごとの1戸あたりの金額に乗じて計上する。
上記のケースにて意見がわかっているところあります。

(ブロック本部回答)

厚生年金保険法第25条及び健康保険法第46条により、報酬または賞与の全部または一部が通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、厚生労働大臣が定める。

また、平成21年3月31日付厚生労働省告示第231号により、宮城県においては、住宅で支払われる報酬等は畳1畳につき1,200円と定められている。

なお、同告示では、「食事で支払われる報酬等」及び「住宅で支払われる報酬等」以外を時価と定めている。

以上のことより、契約金額が明らかであっても、住宅で支払われていることから、畳1畳につき1,200円を基に算出するのが妥当と考えるが、全国的な取扱いを確認するため本部に照会されたい。

回答日 平成22年6月23日

回答部署名 東北ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）小澤 昭吉

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

現物給与の現在の価額については、各県ごとそれぞれに各種統計資料等に基づいて算出されているところであり、現時点においては原則として、各県ごとの取扱いを引き続きしていただくこととなるが、平成21年3月31日付厚生労働省告示第231号においては各県ごとの「住宅で支払われる報酬等」の価額を定めていることから、ブロック本部の回答が妥当であると思料する。

なお、現物給与の取扱いについては、今後年金局と調整を図る予定であり、改めて連絡させていただくこととなる。

回答日 平成23年1月7日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 柿崎 光政

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上